

③「くらし観光専用クーポン」利用可能店舗・施設 募集要領



## 「くらし観光専用クーポン」

### 利用可能店舗・施設 募集のご案内

(一社)倉吉観光 MICE 協会は、令和3年度倉吉市観光施設等誘客促進支援業務の委託を受け、このたび倉吉市が発行する「くらし観光専用クーポン」利用可能店舗・施設を募集いたします。

利用可能店舗・施設として登録希望の場合、期限内にお申込みください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況の悪化により、事業内容を急きょ変更する可能性がございます。予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

このたびは次の3種を募集いたします。このうち本紙は ③ の募集案内となります。

- ① 「くらしプレミアム付飲食券」販売事業者
- ② 「くらしプレミアム付飲食券」加盟飲食店(兼くらし観光専用クーポン配布店) ※飲食店向け
- ③ 「くらし観光専用クーポン」 利用可能店舗・施設  
※観光・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービス事業者向け

①②は、別に公募する各募集案内をご確認ください。それぞれホームページにて公開しています。

## 1. 「くらし観光専用クーポン」発行の目的

新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、県外からの観光客等が大幅に減少し経済的な影響を受けた市内の観光産業への経済対策を目的とし、「くらし観光専用クーポン」(以下、「クーポン」といいます)を発行し、市民・県民の消費喚起、観光客等の誘客、及び各店舗・施設の支援を図ります。

## 2. 「くらし観光専用クーポン」の概要

|            |  |
|------------|--|
| 名称         | くらし観光専用クーポン  |
| 発行枚数       | 18,000 枚 「くらしプレミアム付飲食券」の加盟飲食店にて飲食利用者へ配布  |
| 額面         | 1枚 500 円   |
| 利用方法       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者は、「配布飲食店」で受け取った「クーポン」を、登録が完了した「利用可能店舗・施設」で金券として利用できる。</li><li>・ 500 円(税込)ごとのご利用につき、500 円券 1 枚を利用可(=おつりは出ない)。</li><li>・ クーポンは、飲食代金、宿泊料金への支払いには使用不可。</li><li>・ GoToトラベル地域共通クーポン、他の地方自治体発行クーポン等金券と併用可。</li><li>・ 現金との交換、金券やプリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等には使用不可。</li></ul> |
| クーポン形態     | ナンバリング、複製防止の加工、サイズ 1,590mm×70mm  |
| 事業期間       | 利用期間 令和 3 年 10 月 1 日(金)～令和 4 年 1 月 31 日(月)   |
| 参画店<br>負担金 | 無し (倉吉観光 MICE 協会の会員で、業務内容が「利用可能店舗・施設」に合う事業者が登録可能です)  |

## 3. 観光専用クーポンの取扱い

- (1) クーポンは、登録を完了した「利用可能店舗・施設」での取引においてのみ使用が可能です。
- (2) 500 円(税込)ごとのご利用につき、500 円券 1 枚が使えます。(=おつりは支払いません)。
- (3) クーポンは次の用途には使用出来ません。
  - ・ 飲食代金、宿泊料金への支払い。
  - ・ 現金との交換、金券やプリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等。
  - ・ クーポンを単に現金化すること及びこれに類する行為。観光専用クーポンを担保に供し、または質入れすること。
  - ・ 換金性の高いもの(ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等)、たばこ事業法に規定する製造たばこの購入。
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に係る支払い。
  - ・ 国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い。
  - ・ 発行者が観光専用クーポンの使用に相応しくないと判断したもの。
- (4) 国の「GoTo トラベル」事業の地域共通クーポン、他の地方自治体発行クーポン等、金券の支払とは併用できます。
- (5) クーポンによる支払いの場合、不足分は現金又はキャッシュレス決済にて受け取り下さい。
- (6) クーポンの盗難・紛失、換金期限切れ等による損失に対して発行者は責任を負いません。  
クーポンの盗難・紛失については損害賠償が発生する場合がございます。
- (7) 上記禁止行為、使用対象にならないものによるクーポンの使用、又は利用者への不正配布が発覚したときは、損害賠償、登録の抹消、換金の拒否、その他処分を行う場合がございます。

## 4. 「利用可能店舗・施設」の登録条件

利用可能店舗・施設の応募資格は、登録申込書の提出時点において、次の要件を全て満たし、承諾している事を条件とします。

- (1) 倉吉市内で固定施設を備え、「観光・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービス業」を営み、鳥取県内に本社・本店を置く事業者

※事業内容及び提供されるサービス等を確認のうえ、登録の判断をさせていただきます。

※タクシー事業者は、法令に則り一般乗用旅客自動車運送事業許可を取得、運転代行サービス事業者は、鳥取県公安委員会の自動車運転代行業者の認定を受けていること。

- (2) (一社)倉吉観光 MICE 協会の会員であること

非会員の事業者の方は、個別にご入会資料をご案内いたします。

当協会の組織概要、定款は以下 URL、又は右の QR コードよりご確認ください。

<https://www.kurayoshi-kankou.jp/about/>



- (3) 「利用可能店舗・施設」として登録された店舗施設は、「加盟飲食店」(くらよしプレミアム付飲食券が使える加盟飲食店)には登録できません。二重登録は不可となります。
- (4) 鳥取県や各業界ガイドラインを基に新型コロナウイルス感染予防対策に取り組むこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する営業(同条第 1 項第 1 号から 3 号を除く。)を行っていない者
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行っていない者
- (7) 役員等(法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとします。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の構成員(以下「暴力団員」といいます。)である者若しくは暴力団又は暴力団員が経営に関与していない者
- (8) 暴力団員を雇用していない者
- (9) 暴力団又は暴力団員を問題解決の為に利用していない者
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際をしていない者
- (11) 暴力団又は暴力団員であること若しくは(6)から(10)までに掲げる行為を行う者と知りながら、その者にあらゆる商品の製造、仕入、納入やその他業務を下請け等させていない者

## 5. 「利用可能店舗・施設」の責務

利用可能店舗・施設は次に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1) 利用可能店舗・施設であることが観光専用クーポン使用者に対して明確になるよう、別途配布する参画明示広報物(利用可能店舗・施設用ステッカー)を分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 使用者が持ち込んだ観光専用クーポンについて明らかに偽造・模造されたと判別出来る場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに(一社)倉吉観光 MICE 協会事務局へ報告して下さい。但し、こうした観光専用クーポンを受領した場合、利用可能店舗・施設の責務と致します。
- (3) 観光専用クーポンを受領した際は、「裏面」の押印枠に利用可能店舗・施設が特定できる印章(ゴム印等)を押印し、再使用防止措置を講じて下さい。また、すでに利用可能店舗・施設の印章が押印された観光専用クーポンの利用があった場合は受領を拒否して下さい。
- (4) 倉吉市の要請により観光専用クーポン事業の成果等に関するアンケートをお願いする場合がございます。
- (5) 3つの「密」を避け、「5つの場面」にご注意頂くなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めて下さい。

## 6. 使用済観光専用クーポン換金方法

換金方法は下記表のとおりです。

|              |  |
|--------------|--|
| 換金期間         | 令和3年10月4日(月)～ <b>令和4年2月10日(木)17:00 必着</b><br>※令和4年2月10日までに受付されなかったクーポンは換金出来ません。ご注意ください。  |
| 換金受付場所等      | <b>【場所】</b> 倉吉白壁土蔵群観光案内所（倉吉観光 MICE 協会事務局と同建物）<br><b>【時間】</b> 8:30～17:00(無休) ※年末年始は短縮営業   |
| 換金方法<br>支払時期 | ・振込精算のみとし、現金精算は一切行いません。<br>振込対象銀行:鳥取銀行、山陰合同銀行、倉吉信用金庫のみ<br>登録申込時に、指定振込口座を参画申請書兼誓約書へご記入下さい。<br>・換金受付日(郵送の場合は郵便到着日)から起算して土日祝を除く7営業日以内に倉吉観光 MICE 協会（シャ）クラヨシカンコウマイスキョウカイ より指定口座にお振り込み                     |
| 換金時の提出書類     | 換金受付に来られる際、下記の提出書類を持参または郵送下さい。<br>・換金伝票（協会ホームページよりダウンロード可／観光案内所窓口にもご準備いたします）。<br>・使用済みクーポン<br>➢ 使用済すべてのクーポン「裏面」に店舗スタンプを押印ください。<br>➢ 10枚以上ある場合は10枚単位でホッチキス留め願います。<br>➢ 複数店舗ある事業者は、振込口座が同一の場合、合算して集計可。 |

※換金請求に関する詳細は、ステッカー等の郵送時に改めてお知らせいたします。

## 7. 「利用可能店舗・施設」への登録申込方法

- (1) 利用可能店舗・施設として登録申込を希望される場合は、参画申請書兼誓約書に必要事項をご記入のうえ、ご持参頂くか、FAX 又は郵送にてお送り下さい。

※参画申請書兼誓約書は倉吉観光 MICE 協会ホームページ

「倉吉観光情報(<https://www.kurayoshi-kankou.jp/>)」からもダウンロードが可能です。

- ご持参・郵送で申込の場合

(一社) 倉吉観光 MICE 協会事務局（倉吉白壁土蔵群観光案内所と同建物です）

〒682-0821 倉吉市魚町 2568-1 【対応時間】8:30～17:15(年末年始短縮営業)

- FAX で申込の場合 FAX 0858-24-5015  
➢ Web からのお申し込みも可能です。(当協会ホームページより)

- (2) 募集期間

|              |                     |   |
|--------------|---------------------|---|
| 募集開始         | 令和3年8月30日(月)        |   |
| 募集締切<br>(一次) | <b>令和3年9月10日(金)</b> | ※一次募集締切迄にお申込の「利用可能店舗・施設」名を、配布飲食店がクーポン配布時に配布する <u>利用可能店舗・施設一覧等の印刷物、及び9月26日の新聞折込チラシに掲載致します。</u><br>※WEB(当協会ホームページ、SNS 広報媒体にも掲載します。) |
| 募集締切         | <b>令和4年1月20日(木)</b> | 一次募集締切後に申込された場合、当協会ホームページに掲載します。(印刷物には載りません)  |

- (3) 参画の承認は、上記「倉吉観光情報」ホームページ、新聞折込チラシへの掲載、及び参画店舗・施設明示広告物（参画店舗用ステッカー等）の発送によりお知らせします。
- (4) 倉吉市内にて複数店舗を営業する事業者は、各店舗単位ではなく事業者（本店・本社）が複数店舗申込書に必要事項を記載のうえお申し込み下さい。

## 8. 参画店舗・施設の承認取消し

本募集要領に違反する行為が認められたり、お申し込みの内容に虚偽・不備等があったりした場合、換金拒否や参画の承認を取り消すことがあります。またこれにより損害金が生じた場合は当該店舗・施設に対して損害請求をする場合があります。

## 9. その他

- (1) 本募集要領に記載されていない事項については、協議の上、決定します。
- (2) お申し込み時にご記入頂いた参画店舗・施設情報については、本事業においてのみ使用し、それ以外の用途において使用することはありません。なお、参画店舗・施設情報の一部（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）について事業周知のため、（一社）倉吉観光 MICE 協会ホームページや SNS、告知チラシで広報に使用いたします。

【発行・事業主体】 倉吉市

【受託事業者（お問合せ・登録申込先）】（一社）倉吉観光 MICE 協会事務局

〒682-0821 鳥取県倉吉市魚町 2568-1（倉吉白壁土蔵群観光案内所併設） 営業時間 8:30～17:15 無休

電話 0858-24-5371 FAX 0858-24-5015 E-mail [shirakabe.infotmation@gmail.com](mailto:shirakabe.infotmation@gmail.com)

以上